

三 漁業

(以下略)

b 不開示部分②

不開示部分②は、通し番号1-31の文書に添付された「説明資料第二」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

財産及び請求権問題について

一 先方の出方によりわが方が放棄を約すことあるべき財産及び請求権は、内容次のごとき、国有、公有、私有の在韓財産（有体及び無体財産）及び対韓請求権である。

(中略)

二 韓国側に放棄させるものは、内容次のごとき、韓国側が韓国及び在韓韓国人（法人を含む）に属すると主張している在日財産（有体及び無体財産）及び対日請求権である。

1 (中略)

8 損害補償請求権

■■■不開示部分②■■■

三 請求権放棄に伴う国内補償

前記方式により相互放棄をした場合、国内補償の問題が生ずるが、これについては在外資産全般の問題の一環として考慮することとする。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-31の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(7) 不開示部分①

外務省内で検討された請求権問題の解決策に関する具体的見解

(イ) 不開示部分②

外務省内で検討された請求権問題の解決策としての相互放棄に関して
韓国側に放棄させるものについての具体的見解

ウ そうであるとすれば、通し番号1-31の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題の解決策等に関する具体的見解であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとはまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-31の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-31の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他

に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-31の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-31の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-32

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号1-32の文書(文書1048)は、外務省が作成した次の内部文書によって構成されている。

- (1) 「日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約要綱(案)」と題する書面
- (2) 「日韓間財産請求権特別取極要綱(案)」と題する書面
- (3) 「漁業協定要綱(案)」と題する文書

2 通し番号1-32の文書のうち不開示部分は、上記1(2)の文書中にある4ページ(-4-)3行目から7行目までの約5行分であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子、我が国の見解、条約の要綱案の項目の一つとして、個別の請求権問題についての提案等が具体的に記録されている。

(乙A200)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-32の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A200)によれば、通し番号1-32の文書の不開示部分は、前提事実(各論)1(2)の文書中にあり、その前後の記載は、次のとおりであると認められる。

記

本文

一、日韓両国は、この協定発効の日に、それぞれの国及びその国民が相手国領域において有する財産並びに相手国及びその国民に対して有する請求権をすべて相互に放棄する。

注 国民という語は法人を含む、請求権という語は債権を含む。

二、ただし、次のものは前項の規定の適用を受けないものとする。

(a) 1945年9月2日(終戦)以前より引き続き相手国の領域に居住しているそれぞれの国の自然人が居住国の法令に従って合法的に取得している財産及び請求権

(b) ■■■不開示部分■■■

(c) 1945年9月2日(終戦)以後の両国間の貿易及び金融取引の結果としてそれぞれの国又は国民が取得した財産及び請求権、ただ

し両国のいずれかの法令に反する取引から生じたものを除く。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-32の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本政府部内で検討された「日韓間財産請求権特別取極要綱（案）」のうち、請求権の相互放棄の適用除外事由に関する具体的規定の内容であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-32の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題を解決するための特別取極要綱（案）の具体的内容であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-32の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-32の文書の不開示部分に記載されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はそ

の濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-32の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-32の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-33

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-33の文書(文書1049)は、外務省が作成した次の内部文書によって構成されている。

(1) 「日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約(案)」と題する文書

(2) 「日本国と大韓民国との財産及び請求権処理に関する特別取極(案)」と題する文書

(3) 「船舶問題の解決に関する日本国全権委員と大韓民国全権委員との間の交換公文試案」と題する文書

(4) 「在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協定案」と題する文書

2 通し番号1-33の文書のうち、不開示部分は、次のとおりである。

① 8ページ(-8-) 4行目から9行目までの約6行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、上記1(2)の文書中にあり、財産・請求権問題に関する具体的な見解が記録されている。

② 11ページ(-11-) 右から4行目から12ページ(-11-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)までの約12行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、上記1(2)の文書中にあり、財産・請求権問題に関する具体的な見解が記録されている。

③ 13ページ(-12-) 左から6行目から最終行までの約5行分(以下「不開示部分③」という。)

これは、上記1(3)の文書中にあり、日韓間における重要な懸案事項の一つであった船舶問題を解決するための具体的な試案が記録されている。

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-33の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-33の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A200)。

a 不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は、前提事実（各論）1(2)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

第1条

日本国は、朝鮮にあった合衆国軍政府により又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力並びに右に関連して大韓民国政府のとった措置を承認し、これらの財産並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で大韓民国及びその国民に対するものを放棄する。

大韓民国は、大韓民国及びその国民の財産で日本国にあるもの並びに大韓民国及びその国民の日本国及びその国民に対する請求権（債権を含む。）を放棄する。（国民という語は法人を含む。）

第2条

次のものは前条の適用から除く。

(I) 1945年9月2日以前から引き続き相手国の領域に在留しているそれぞれの国の自然人が在留国の法令に従って適法に取得した財産及び請求権並びに在留国及びその国民が右の自然人に対して有する請求権

(II) ■■■不開示部分①■■■

(III) 相手国との間における1945年9月2日後の貿易及び金融の関係の再開の結果としてそれぞれの国の管轄内に入った財産、権利及び利益。ただし、相手国の法令に反する取引から生じたものを除く。

第2条

(第2条の次に左の条文を挿入する。)

第3条

■■■不開示部分②■■■

b 不開示部分③

不開示部分③は、前提事実（各論）1(3)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

書簡をもって啓上いたします。（中略）

日本国政府及び大韓民国政府は、両国関係の全面的調整と友好的発展を衷心より希望し、これに資する大局的見地から、■■■不開示部分③■■■をもって、（大韓民国に他の理由で抑留されている日本漁船の問題を除き）両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題を両国間の財産及び請求権に関する特別取極とは別に最終的に解決する。（以下略）

(イ) 本件各文書の一部開示部分

昭和27年3月31日付け「第3回日本側代表打合せ会議事録」には、「船舶問題の解決に関する日本国と大韓民国との間の交換公文試案」が添付されているところ、不開示部分③に関連する部分の要旨は、下記のとおりである（乙A150）。

記

本件に関しては、両国間の会談において、昨秋以来熱心かつ友好的な態度で慎重審議が行われました。

審議の結果、日本側より韓国置籍船舶の○数、船令及び船型におおむね等しい船舶を、日本政府が購入の上大韓民国に対し提供する形式によって解決を行うことを提案いたしました。この提供は1951年9月8日サンフランシスコ市において署名された平和条約の最初の効力発生後なるべくすみやかに実施されるものといたします。

この提案は、韓国経済の再建特にその海運業の発展に資する見地からなされるものであり、右はこの際両国関係の全面的調整に対する双方の衷心よりの希望を重視する理由に出ずるものであります。右の次第に鑑みて、前記の提案は、船舶の置籍の問題及びいわゆる在韓米軍政府命令第33号に関する韓国側の解釈とは関係なく行われるものであり、これをもって、大韓民国に拿捕抑留されている日本漁船の問題を除き、両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題の最終的解決とするものであります。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-33の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

日本政府部内で検討された「日本国と大韓民国との財産及び請求権処理に関する特別取極（案）」のうち、請求権の相互放棄の適用除外事由に関する具体的規定の内容

(イ) 不開示部分②

日本政府部内で検討された「日本国と大韓民国との財産及び請求権処理に関する特別取極（案）」に盛り込むべきとされた請求権問題の解決策としての具体的規定の内容

(ウ) 不開示部分③

日本政府部内で検討された「船舶問題の解決に関する日本国全権委員と大韓民国全権委員との間の交換公文試案」に盛り込まれた船舶問題の解決策としての具体的見解

ウ そうであるとすれば、通し番号1-33の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題の解決方策としての特別取極（案）の具体的規定の内容又は船舶問題の解決方策としての交換

公文に関する具体的見解であり、このうち不開示部分③に係るものは上記ア(イ)で認定した本件各文書の一部開示部分と同旨である可能性も否定できないものの、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記各問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-33の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-33の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-33の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-33の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-34

第1 前提事実(各論)

通し番号1-34の文書(文書1053)は、外務省が作成した昭和28年6月11日付け「日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案)」と題する内部文書であり、「基本関係処理要領案」、「日韓間財産、請求権問題処理要領案」、「漁業関係処理要領案」と各題する説明資料等が添付されている。

このうち不開示部分は、7ページ(-7-)右から5行目から12行目までの約8行分で、昭和28年6月11日付け「日韓間財産、請求権問題処理要領案」と題する説明資料中にあり、財産・請求権問題に関する個別の請求権についての見積り等が記録されている。

(乙A202)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-32の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A202)によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-34の文書には、昭和28年6月11日付け「日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案)」と題する文書があるところ、下記(イ)に関連する部分は、要旨下記のとおりである。

記

日韓の国交を左記方針により調整するものとする。

(中略)

二 請求権

桑港平和条約4条の請求権の処理に関しては、原則として、相互に放棄することとする。

なお、わが国の保有する韓国関係の文化財の若干を韓国に贈与する。

(イ) 通し番号1-34の文書の不開示部分は、上記(ア)の文書に添付された同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 処理方針

桑港条約4条(b)項の規定並びに在韓日本財産の戦災状況(7割近くといわれる。)に鑑み、实际的解決方法として、原則としてそれぞ

れの請求権を相互に放棄することとする。ただし、戦後取引の安全及び両国国民感情の融和の見地より若干の項目については、別途考慮する。

二 処理要領

(一) 日韓両国はそれぞれの国及びその国民が相手国領域において有する財産並びに相手国及びその国に居住する国民に対して有する請求権を全て相互に放棄する。

(二) 次のものは前記(一)の放棄の例外とする。

(a) 終戦前より引き続き相手国の領域に居住する日韓人が在留国の法令に従って合法的に所有する財産及び権利

(b) 戦後貿易その他の取引により合法的に取得された財産及び請求権

■■■不開示部分■■■

(三) 韓国の独立を祝する見地から、別途日本保有の韓国関係文化財(古書籍、美術工芸品、骨董品等)にして、国有のもののうち、適当のものがあれば、若干を贈与することとする。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-34の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和28年当時、日本政府部内で日韓交渉の方針を検討した際の請求権問題に関して個別の請求権の見積もり等であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-34の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見積額等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地が

ある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-34の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-34の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-34の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-34の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-34-2

通し番号1-34-2の文書の不開示部分に記録されている情報の不開示情報該当性については、(別紙5) 通し番号2-12で併せて説示する。

(別紙5) 通し番号1-35

第1 前提事実(各論)

通し番号1-35の文書(文書1056)は、外務省アジア局第二課が作成した昭和28年7月9日付け「日韓交渉処理方針に関する件」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について外務省内部で検討した内容等が記録されている。

このうち不開示部分は、7ページ(-7-)の左から6行目から8ページ(-8-)右から約3行目までの約9行分であり、「日韓交渉処理方針(甲案)」と題する文書中にあり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子、我が国の見解や個別の請求権についての見積り等が記録されている。

(乙A203)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-35の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A203)によれば、通し番号1-3.5の文書の不開示部分は、昭和28年7月9日付けで作成された「日韓交渉処理方針(甲案)」と題する文書中にあり、その前後の記載等は、下記のとおりであると認められる。

記

日韓の国交を左記方針により調整するものとする。

一 日韓間の関係を設定する条約

(略)

二 請求権

(一) 今次韓国戦乱による在韓日本財産の被害率は7割近くといわれ、またわが方の桑港平和条約4条(b)項の解釈に関しては韓国の戦乱被害に対する同情もあり、国際与論は必ずしもわが方に有利ではない。

(二) よって両国は、新関係の発足に当たり、实际的解決方法としてそれぞれの請求権を原則として放棄し、一挙に従来の行懸りを解決することとする。

(三) ■■■不開示部分④■■■

(四) なお、本請求権問題とは別の問題なるも、韓国側よりの強い希望

もあるにつき、両国国民感情の融和に資する見地より、韓国固有の文化に関係ある古書籍、美術工芸品、骨董品のうちしかるべきもの若干を贈与することもあわせて考慮する。

三 漁業

(略)

四 在日朝鮮人の国籍及び処遇

(略)

五 船舶

両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題を最終的に解決するため、韓国に贈与する船舶は10億円の範囲内とする。ただし、本件贈与が両国海運業の平等の立場における運営を阻害せざるよう配慮することとする。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-35の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和28年当時、外務省が日韓交渉の方針を検討した際の請求権問題に関する我が国の見解及び個別の請求権についての見積もり等であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-35の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する我が国の見解及び具体的見積額等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないといえないから、北朝鮮との交

渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-35の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-35の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-35の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-35の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-36

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-36の文書(文書1060)は、外務省アジア局第二課長が作成した昭和28年10月17日付け「日韓交渉処理方針に関する件」と題する内部文書であり、「日韓交渉処理方針」と題する別紙、それぞれ「基本関係処理要領案」、「日韓間財産・請求権問題処理要領案」、「漁業関係処理要領案」と題する説明資料等が添付されている。

このうち、不開示部分は、8ページ(-8-)左から6行目から末行までの約9行分で、「日韓間財産、請求権問題処理要領案」と題する説明資料中にあり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子、我が国の見解や個別の請求権についての見積り等が記録されている。

(乙A204)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-36の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A204)によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-36の文書の本文は、昭和28年10月17日付けで決裁された「日韓交渉処理方針」と題する文書であり、これには、下記の記載がある。

記

日韓の国交を左記方針により調整するものとする。

(中略)

二 請求権

桑港平和条約4条の請求権の処理に関しては、在韓日本財産の戦災状況(推定約7割)にも鑑み、実際の解決方法として、原則として、相互に放棄することとする。

なお、わが国の保有する韓国関係の文化財の若干を韓国に贈与する。

(中略)

五 船舶

両国政府間に従来懸案となっていた船舶問題を最終的に解決するため韓国に贈与する船舶は、10億円の範囲内とする。

(イ) 通し番号1-36の文書の不開示部分は、上記(ア)の「日韓交渉処理

方針」の説明資料として作成された「日韓間財産・請求権問題処理要領案」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

- 一 日韓両国は、それぞれの国及びその国民が相手国領域において有する財産並びに相手国及びその国に居住する国民に対して有する請求権を原則として相互に放棄する。
 - 二 ■■■不開示部分■■■
 - 三 韓国国民感情を考慮して、別途、日本保有の韓国関係文化財（古書籍、美術工芸品、骨董品等）にして適當のものがあれば、若干を贈与することとする。
- イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1－36の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和28年当時、日本政府部内で日韓交渉の方針を検討した際の請求権問題に関する我が国の見解及び個別の請求権についての見積もり等であると推認することができる。
- ウ そうであるとすれば、通し番号1－36の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する我が国の見解及び具体的見積額等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。
- エ したがって、通し番号1－36の文書の不開示部分に記載されている情

報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-36の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-36の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-36の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-37

第1 前提事実(各論)

通し番号1-37の文書(文書1061)は、外務省アジア局第二課が作成した昭和28年10月3日付け「日韓会談における双方主張の現状」と題する内部文書であり、同月22日付けで外務大臣が各在外公館長あてに参考資料として送付したものである。

このうち不開示部分は、11ページ(-11-)5行目から12ページ(-12-)2行目までであり、日韓両国の負担額を推定して日本及び韓国が相手国に対して有する財産請求権に関する具体的項目及び金額や個別の請求権についての見積りが一覧表形式で記録されている。

(乙A205)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-37の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A205)によれば、通し番号1-37の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

三、財産及び請求権問題

(二) ちなみに日本及び韓国が相手国に対し有する財産請求権の一応の推定は左のとおりである。

日韓両国負担額推定(ただし終戦時価格=1ドル15円)

(単位千円)

■■■不開示部分■■■

(三) 請求権問題は韓国の最も重視するところであり、(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-37の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和28年当時、外務省が検討した請求権問題に関して日韓両政府が相手方に対して有する財産請求権の一応の具体的推定額等であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-37の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的推定額等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされ

ているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-37の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-37の文書の不開示部分に記載されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-37の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-37の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-38

第1 前提事実(各論)

通し番号1-38の文書(文書1064)は、外務省アジア局第二課が作成した昭和29年1月11日付け「日韓関係」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について外務省内部で検討した内容等が記録されている。

このうち、不開示部分は、4ページ(-4-)左から2行目から5ページ(-5-)右から1行目までの約2行分であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子、我が国の見解、個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

(乙A206)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-38の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-38の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである(乙A206)。

記

日韓関係につきましては客年10月22日会談が計らずとも突如不調になりまして以来、政府は漁業問題の緊急性に鑑み、再び会談を再開して漁業問題を含む日韓間懸案の全面的、かつ根本的な解決を図るべく努力致して参りました。すなわち、政府は、一方においては、世界の公正な与論に訴えるとともに、韓国の冷静懸案解決のため同大将の好意ある配慮を懇請した経緯もございます。

その結果、米国政府も本問題解決のためあっせんの労をとることに同意し、まず会談前にできるだけ日韓両国の見解の調整のため努力し、また、会談再開の上はオブザーバーを出席せしめることとなりました。

米国よりのあっせんの具体的方法につきましては、アリソン大使と協議の結果、日韓双方において同時に声明を行い会談再開とする案を11月初旬に準備したのであります。この声明案においては、わが方は、

(イ) 請求権の相互放棄を提案する。■■■不開示部分■■■

(ロ) 日本政府の友好精神の延長として政府の所有にかかる朝鮮美術品

の若干を韓国に贈与する。

- (ハ) 漁業については、資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるため日韓双方の満足のいくごとき措置につき話し合う

旨を明らかにし、これに対し韓国側においては、日本側の提案に満足し、かつ、抑留中の日本漁船乗組員及び漁船を返還する旨を声明し、更に米国側も同時に会談をあっせんし、オブザーバーを出席せしむることを声明せんとするものであります。

その後米国側は、右の案をもって韓国側と話し合いを行って参りましたが、韓国側においては、

- (イ) 抑留漁夫の釈放は韓国側として自主的に行いたく、また
(ロ) 請求権の相互放棄を認め得ない

との理由から、右の同時声明案には反対の態度も示しましたので、この案はやむ得ず取りやめとなりました。

- (イ) 本件各文書の一部開示部分等

a 不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

- (a) 昭和28年10月、第3次日韓会談が決裂した後、日本側は、日韓会談を再開するため、米国のあっせんを得ることとし、米国との意見調整の結果、同年11月には、① 日本側が、⑦請求権の相互放棄の提案、④国有の朝鮮美術品若干の贈与、②漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で、会談再開の希望を表明し、② 韓国側が、これと同時に、日本側提案に満足し、抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し、③ 米国側も、これらに応えて、会談をあっせんし、オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで、米国は、上記構想を基に韓国側と折衝したところ、韓国

側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため、更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが、昭和29年2月、日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し、韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため、日本に対し、日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

(乙A271 [-27-~-29-], A337 [4-39~4-44])

- (b) 昭和29年4月、米国ワシントンに赴任した日本の井口大使と韓国の梁大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ、日本側が「久保田代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく、したがって、撤回される。日本政府は、両国間の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し、日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し、これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで、同年5月、韓国側は、アリソン米国大使に対し、日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し、これを受けてアリソン米国大使は、日本側に対し、当該声明案を提示した。

これに対し、日本側は、米国に対し、「日韓両国政府が互譲の精神に従い、請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執 (insist) しない」との了解を附した上で、韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し、併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら、韓国側は、これに同意せず、その後も米国による意見調整が行われたが、韓国側の同意を得ることができなかった

め、この話は立ち消えになった。

(乙A271[-30-及び-31-], A377[4-45~4-49])

b 本件各文書の一部開示部分には、次のような内容が既に公にされている。

(a) 通し番号1-34の文書中の昭和28年6月11日付け「日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案)」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において、平和条約4条の請求権の処理について、相互放棄を原則とし、一定のものを例外とするとされたこと(乙A202)。

(b) 通し番号1-199の文書中にある昭和29年5月13日の中川アジア局長と柳参事官との会談においては、中川アジア局長が、日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく、韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと(乙A334)。

(c) 通し番号1-39の文書である昭和29年5月18日付け「日韓会談再開の件」において、「日本側の在韓財産(この場合南鮮のみに限定する要あり)が既に韓国側において処理されている実状に鑑み、右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして、このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに、わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと(乙A207)。

(d) 通し番号1-192の文書中の昭和30年1月29日開催の谷大使金公使会談の件(第1回)において次のようなやりとりがされたこと(乙A63)。

(金) 請求権問題については、そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

(谷) 韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし、韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り、また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にいかない。ただし、日本としてもある種のもものは韓国に返還する用意あり。

(金) そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給、俸給とか日本銀行券とかである。

(谷) この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき、韓国側の分については伏せて置き、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお、宝物については、国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。(以下略)

(e) なお、昭和36年当時のものであるが、通し番号1-136の文書中では、韓国側請求権について応ずるのが妥当であり、大蔵省にも問題のないものとして、「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」、「軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」、「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」、「昭和27年4月までの未払恩給」が掲げられている(乙A281)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-38の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和28年当時、米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策(上記ア(イ)a(a)に係るもの)であり、韓国の日本に対

する個別の請求権について一定の譲歩を示したものであると推認することができる（なお、上記アの認定事実によれば、上記声明案に係る案文は、米国に提示された後、米国を介して韓国側に提示されたものと推認することができる。）。

ウ 以上の諸点を総合すれば、通し番号1-38の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり、しかもそのおおよその内容が上記ア(イ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって、本件全証拠によっても、これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば、当該情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、一般に、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-38の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認

するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-38の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-38の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-39

第1 前提事実(各論)

通し番号1-39の文書(文書1066)は、外務省アジア局第五課が作成した昭和29年5月18日付け「日韓会談再開に関する提案の件」と題する文書であり、日韓会談を再開するための方策について、外務省内部で検討した内容等が記録されている。

このうち、不開示部分は、次の部分であり、財産・請求権問題を解決するために政府部内において検討した見解や提案等が具体的に記録されている。

- ① 8ページ(-8-)の4行目、5行目の約2行分(以下「不開示部分①」という。)
- ② 13ページ(-13-)4行目から14ページ(-14-)1行目までの約3行分(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 16ページ(-16-)5行目から9行目までの約4行分(以下「不開示部分③」という。)

なお、16ページに記録されている英文の内容は、13ページから14ページまでの記載内容と同一であり、不開示部分③の内容も、不開示部分②と同一である。

(乙A207)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-39の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、

例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-39の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A207）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和29年5月18日付け「日韓会談再開に関する提案の件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

八、更に会談に臨む日本側態度としては、

(一) ■■■不開示部分①■■■特に米側を交えた会談の際には米側の積極的支持を期待し得ないと思われるので「相互放棄」なる言

葉も使うことを避け、「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み、右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして、このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに、わが方として支払う腹を決めべき請求権の内容を具体的に検討することとしたい。

(二) 漁業問題に関しても（以下略）

b 不開示部分②

不開示部分②は、昭和29年5月25日付け「日韓会談再開提案に関する件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

日韓両国政府は互譲の精神に従い、請求権問題に関する従来 of 法理論的見解を共に固執しないとの明白な了解を付して、日本政府は声明案を受諾する。■■■不開示部分②■■■

なおまた、日本政府はその所有する若干の朝鮮美術品を朝鮮政府に贈与する用意がある。

c 不開示部分③

不開示部分③は、「5/27 最後案」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

The draft statement is acceptable to the Japanese Government, with the explicit understanding that both the Japanese and Korean Governments, in the spirit of mutual concession, will not insist on their previous legalistic views in regard to the question of claims. ■■■不開示部分③■■■

Furthermore, the Japanese Government is ready to present to the Korean Government a number of the Korean art objects in its possession

(イ) 本件各文書の一部開示部分等

a 不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a) 昭和28年10月、第3次日韓会談が決裂した後、日本側は、日韓会談を再開するため、米国のあつせんを得ることとし、米国との意見調整の結果、同年11月には、① 日本側が、⑦ 請求権の相互放棄の提案、④ 国有の朝鮮美術品若干の贈与、② 漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で、会談再開の希望を表明し、② 韓国側が、これと同時に、日本側提案に満足し、抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し、③ 米国側も、これらに応じて、会談をあつせんし、オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで、米国は、上記構想を基に韓国側と折衝したところ、韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため、更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが、昭和29年2月、日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し、韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため、日本に対し、日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

(乙A271 [-27-~-29-], A337 [4-39~4-44])

(b) 昭和29年4月、米国ワシントンに赴任した日本の井口大使と韓国の梁大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ、日本側が「久保田代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは

遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく、したがって、撤回される。日本政府は、両国間の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し、日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し、これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで、同年5月、韓国側は、アリソン米国大使に対し、日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し、これを受けてアリソン米国大使は、日本側に対し、当該声明案を提示した。

これに対し、日本側は、米国に対し、「日韓両国政府が互譲の精神に従い、請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執 (insist) しない」との了解を附した上で、韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し、併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら、韓国側は、これに同意せず、その後も米国による意見調整が行われたが、韓国側の同意を得ることができなかったため、この話は立ち消えになった。

(乙A271 [-30-及び-31-], A377 [4-45~4-49])

b 本件各文書の一部開示部分には、次のような内容が既に公にされている。

(a) 通し番号1-34の文書中の昭和28年6月11日付け「日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案)」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において、平和条約4条の請求権の処理について、相互放棄を原則とし、一定のものを例外とするとされたこと(乙A202)。

(b) 通し番号 1-199 の文書中にある昭和 29 年 5 月 13 日の中川アジア局長と柳参事官との会談においては、中川アジア局長が、日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく、韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙 A 334）。

(c) 通し番号 1-39 の文書である昭和 29 年 5 月 18 日付け「日韓会談再開の件」において、「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み、右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして、このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに、わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙 A 207）。

(d) 通し番号 1-192 の文書中の昭和 30 年 1 月 29 日開催の谷大使金公使会談の件（第 1 回）において次のようなやりとりがされたこと（乙 A 63）。

(金) 請求権問題については、そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

(谷) 韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし、韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り、また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にいかない。ただし、日本としてもある種のもものは韓国に返還する用意あり。

(金) そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給、

俸給とか日本銀行券とかである。

(谷) この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき、韓国側の分については伏せて置き、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお、宝物については、国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。(以下略)

(e) なお、昭和36年当時のものであるが、通し番号1-136の文書中では、韓国側請求権について応ずるのが妥当であり、大蔵省にも問題のないものとして、「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」, 「軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」, 「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」, 「昭和27年4月までの未払恩給」が掲げられている(乙A281)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-39の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(7) 不開示部分①

昭和28年当時、外務省が検討した日韓会談が再開された場合に日本側が請求権問題に関してとるべき態度に関する具体的見解

(i) 不開示部分②及び不開示部分③

昭和29年当時、米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に対する日本側の回答に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策(上記ア(i) a (b)に係るもの)であり、韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したもの(上記アの認定事実によれば、上記回答の案文は、米国に提示された後、米国を介して韓国側に提示されたものと推認することができる。)

ウ そうであるとすれば、通し番号1-39の文書の不開示部分に記載され

ている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する対処方針又は具体的解決策であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされていることを認めるに足りる確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③に記録されている情報は、日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり、しかもそのおおよその内容が上記ア(イ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって、本件全証拠によっても、これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば、当該情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、一般に、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会

情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号1-39の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる(以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。)

これに対し、その余の部分(後記2(1)に掲げる部分)については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである(以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。)

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-39の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はそ

の濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-39の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-39の文書の不開示部分に記載されている情報であって次の(1)に掲げる部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げる部分)は、適法である。

- (1) 不開示部分②及び不開示部分③
- (2) 不開示部分①

(別紙5) 通し番号1-40

第1 前提事実(各論)

通し番号1-40の文書(文書1069)は、外務省アジア局第五課が昭和29年に作成した「竹島領有権問題に関する外務省発表」という文書を含む「李大統領による吉田首相訪韓招請工作説について」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容や個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

このうち、不開示部分は、次の部分であり、財産・請求権問題を解決するために政府部内において検討した見解や提案等が具体的に記録されている。

- ① 16ページ(16) 3行目から5行目までの約3行分(以下「不開示部分①」という。)
- ② 19ページ(19) 5行目から9行目までの約4行分(以下「不開示部分②」という。)

なお、19ページに記録されている英文の内容は、16ページの記載内容と同一であり、不開示部分②の内容も、不開示部分①と同一である。

(乙A208)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-40の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被

る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-40の文書の不開示部分は、昭和29年10月12日付け「予想される金公使の申入れに関する件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである（乙A208）。

記

二 日韓会談再開問題

(一) 久保田発言撤回声明

5月17日金公使よりアリソン大使に手交した本件声明案（別添二）に対する我が方の意向（別添三）は5月27日アリソン大使に手交済みであり、韓国政府も承知済みのことと考えるが、いまだに何らの反応がないのでその反応を質すこと。

(二) 会談再開

右我が方の意向に韓国側が同調する場合には、我が方として会談

再開を条件とした別添二の声明を行うが、その前に諸懸案、特に請求権問題、漁業問題につき非公式にわが意見の調整を計ることとしたい。

三 外電の伝えるいわゆる日本側の妥協的提案は別添四のとおりであるが、右は韓国側の考え方の一証左と思われる。右に対する我が方の考え方は左のとおり。

(一) 久保田発言撤回 (前掲二のとおり)

(二) 日本の財産請求権の撤回

我が方の一方的放棄は考えられず、前掲二の(二)のように我らの意見調整を図ることとしたい。

(三) (中略)

(裁判所注 以下は別添三の文書と思われる。)

日韓両国政府は互譲の精神に従い、請求権問題に関する従来 of 法理論的見解をともに固執しないとの明白な了解を附して、日本政府は声明案を受諾する。■■■不開示部分①■■■

なおまた日本政府はその所有する若干の朝鮮美術品を韓国政府に贈与する用意がある。

(裁判所注 更に上記の英訳版があり、その中に不開示部分②がある。)

(イ) 本件各文書の一部開示部分等

a 不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a) 昭和28年10月、第3次日韓会談が決裂した後、日本側は、日韓会談を再開するため、米国のあっせんを得ることとし、米国との意見調整の結果、同年11月には、① 日本側が、② 請求権の相互放棄の提案、③ 国有の朝鮮美術品若干の贈与、④ 漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で、会談再開の希望を表明し、⑤ 韓国側が、これと

同時に、日本側提案に満足し、抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し、③ 米国側も、これらに応じて、会談をあっせんし、オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで、米国は、上記構想を基に韓国側と折衝したところ、韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため、更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが、昭和29年2月、日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し、韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため、日本に対し、日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

(乙A271 [-27-~-29-] , A337 [4-39~4-44])

- (b) 昭和29年4月、米国ワシントンに赴任した日本の井口大使と韓国の梁大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ、日本側が「久保田代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく、したがって、撤回される。日本政府は、両国間の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し、日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し、これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで、同年5月、韓国側は、アリソン米国大使に対し、日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し、これを受けてアリソン米国大使は、日本側に対し、当該声明案を提示した。

これに対し、日本側は、米国に対し、「日韓両国政府が互譲の精神に従い、請求権に関する従来^レの法理論的見解をと^レもに固執 (insi

st) しない」との了解を附した上で、韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し、併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら、韓国側は、これに同意せず、その後も米国による意見調整が行われたが、韓国側の同意を得ることができなかつたため、この話は立ち消えになった。

(乙A271 [-30-及び-31-], A377 [4-45~4-49])

- b 本件各文書の一部開示部分には、次のような内容が既に公にされている。
- (a) 通し番号1-34の文書中の昭和28年6月11日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において、平和条約4条の請求権の処理について、相互放棄を原則とし、一定のものを例外とするとされたこと（乙A202）。
 - (b) 通し番号1-199の文書中にある昭和29年5月13日の中川アジア局長と柳参事官との会談においては、中川アジア局長が、日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく、韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙A334）。
 - (c) 通し番号1-39の文書である昭和29年5月18日付け「日韓会談再開の件」において、「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み、右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして、このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに、わが方として支払う腹を決めるべき

請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙A207）。

(d) 通し番号1-192の文書中の昭和30年1月29日開催の谷大使金公使会談の件（第1回）において次のようなやりとりがされたこと（乙A63）。

(金) 請求権問題については、そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

(谷) 韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし、韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り、また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にいかない。ただし、日本としてもある種のものには韓国に返還する用意あり。

(金) そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給、俸給とか日本銀行券とかである。

(谷) この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき、韓国側の分については伏せて置き、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお、宝物については、国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。（以下略）

(e) なお、昭和36年当時のものであるが、通し番号1-136の文書中では、韓国側請求権について応ずるのが妥当であり、大蔵省にも問題のないものとして、「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」、「軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」、「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」、「昭和27年4月まで

の未払恩給」が掲げられている（乙A281）。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-40の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和29年当時、日韓会談再開の条件として日本側が表明すべき声明案に対するわが国の意向としての請求権問題の解決策に関する日本側の具体的見解であって、上記ア(イ) a (b)に係る日本側がアメリカ大使に手交した文書に記録されていたものであると推認することができる。

ウ 以上の諸点を総合すれば、通し番号1-40の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり、しかもそのおおよその内容が上記ア(イ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって、本件全証拠によっても、これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば、当該情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、一般に、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-40の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-40の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-40の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-41

第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号1-41の文書(文書1070)は、外務省アジア局第五課が作成した昭和29年12月20日付け「対韓関係当面の対処方針(案)」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容等が記録されている。
- 2 通し番号1-41の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、20ページ(-20-)10行目及び最終行の約2行分であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子、我が国の見解、個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

(乙A47)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-41の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-41の文書の不開示部分は、「日韓問題」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである(乙A47)。

記

一、日韓会談の再開問題

(1) 日韓間懸案を解決し正式外交関係を開くための会談は1952年より3回にわたって開かれたが、第1回会談の際より財産請求権問題と漁業問題の2案件に関して双方の主張が根本的に対立し、1953年10月いわゆる久保田発言を契機として決裂し、今日に至っている。

(2) 右会談決裂直後左記の線で米国の斡旋を依頼したが、ついに実を結ばなかった。

(イ) 請求権の相互放棄をする■■■不開示部分■■■政府所有に係る朝鮮の美術品若干を贈与する。

(ロ) 漁業資源の保存及び韓国漁船の発達を助けるため、日韓双方の満足のいくがごとき措置につき話し合う。

(ハ) 久保田発言により損なわれた韓国側の感情を和らげる趣旨を織り込んだ声明を発表する。

(3) (以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分等

a 不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

- (a) 昭和28年10月、第3次日韓会談が決裂した後、日本側は、日韓会談を再開するため、米国のあっせんを得ることとし、米国との意見調整の結果、同年11月には、① 日本側が、⑦請求権の相互放棄の提案、④国有の朝鮮美術品若干の贈与、⑥漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で、会談再開の希望を表明し、② 韓国側が、これと同時に、日本側提案に満足し、抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し、③ 米国側も、これらに応じて、会談をあっせんし、オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで、米国は、上記構想を基に韓国側と折衝したところ、韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため、更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが、昭和29年2月、日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し、韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため、日本に対し、日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

(乙A271 [-27-~-29-] , A337 [4-39~4-44])

- (b) 昭和29年4月、米国ワシントンに赴任した日本の井口大使と韓国の梁大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ、日本側が「久保田代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく、したがって、撤回される。日本政府は、両国間の交渉がすみ

やかに再開されるよう熱望し、日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を發表し、これに引き続いて会談を再開するとの方式が兩大使間で合意された。

そこで、同年5月、韓国側は、アリソン米国大使に対し、日本側が事前に發表すべき声明案を示して米国のあつせんを依頼し、これを受けてアリソン米国大使は、日本側に対し、当該声明案を提示した。

これに対し、日本側は、米国に対し、「日韓兩國政府が互讓の精神に従い、請求権に関する従来^の法理論的見解をともに固執 (insist) しない」との了解を附した上で、韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し、併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら、韓国側は、これに同意せず、その後も米国による意見調整が行われたが、韓国側の同意を得ることができなかつたため、この話は立ち消えになった。

(乙A271 [一30-及び一31-] , A377 [4-45~4-49])

b 本件各文書の一部開示部分には、次のような内容が既に公にされている。

(a) 通し番号1-34の文書中の昭和28年6月11日付け「日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案)」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において、平和条約4条の請求権の処理について、相互放棄を原則とし、一定のものを例外とするとされたこと(乙A202)。

(b) 通し番号1-199の文書中にある昭和29年5月13日の中川アジア局長と柳参事官との会談においては、中川アジア局長が、日

本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく、韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙A 334）。

(c) 通し番号1-39の文書である昭和29年5月18日付け「日韓会談再開の件」において、「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み、右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして、このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに、わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙A 207）。

(d) 通し番号1-192の文書中の昭和30年1月29日開催の谷大使金公使会談の件（第1回）において次のようなやりとりがされたこと（乙A 63）。

(金) 請求権問題については、そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

(谷) 韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし、韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り、また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にいかない。ただし、日本としてもある種のものには韓国に返還する用意あり。

(金) そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給、俸給とか日本銀行券とかである。

(谷) この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合

意しておき、韓国側の分については伏せて置き、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお、宝物については、国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。(以下略)

(e) なお、昭和36年当時のものであるが、通し番号1-136の文書中では、韓国側請求権について応ずるのが妥当であり、大蔵省にも問題のないものとして、「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」、「軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」、「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」、「昭和27年4月までの未払恩給」が掲げられている(乙A281)。

イ. 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-41の文書の不開示部分に記録されている情報は、第三回日韓会談決裂後に日韓会談の再開を米国に依頼した際に日本側が示した請求権問題の具体的解決策(上記ア(イ)a(a)に係るもの)であり、韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したものであると推認することができる。

ウ 以上の諸点を総合すれば、通し番号1-41の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり、しかもそのおおよその内容が上記ア(イ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって、本件全証拠によっても、これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば、当該情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、一般に、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化

等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-41の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-41の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-41の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-42

第1 前提事実(各論)

通し番号1-42の文書(文書1146)は、外務省が作成した「第5次日韓全面会談在日韓人の法的地位及び処遇に関する委員会における主要問題点」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内で検討した内容等が記録されている。

このうち、不開示部分は、24ページ(-24-)の18行目及び最終行の約2行分であり、在日韓国人の法的地位問題に関する政府見解が具体的に記録されている。

(乙A209)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-42の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、在日韓国人を「特別永住者」として処遇することとされた現在においてもなお、日韓間において在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協議を行う上でも、現在も継続中である北朝鮮との国交正常化交渉において在日朝鮮人の地位を議論する上でも、日本政府が方針を決定するに当たっての重要な前提となり得るものであるから、これを公にすることにより、日本政府が韓国及び北朝鮮と交渉するに当たって不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日韓国交正常化交渉当時に存在した在日韓国・朝鮮人の法的地位問題はその後の国内法改正によって解消していること、4

0年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がなく、日韓間でその後も協議が行われ、また日朝間で今後協議が行われるという事情のみでは、交渉に支障を及ぼす蓋然性があるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-42の文書の不開示部分は、昭和35年10月20日付け「在日韓人の法的地位に関する問題」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである(乙A209)。

記

南鮮・北鮮の関係と国籍処遇の問題

国政処遇の問題に関する限り、南鮮、北鮮の問題は、大韓民国の法律上の(de jure)管轄権が全朝鮮に及んでいるが、南半分に限定されているかの2つの場合しか問題とならない。事実上の管轄権が法律上のそれよりも狭いことを認めたとしてもその国の国籍法の効力に関する限り、管轄権が全域に及ぶ場合と差異は生じないからである。

1. 大韓民国のみを朝鮮半島全島にわたって領域を有する新国家として承認しながら、事実上の管轄権は38度線以内の現施政地域に限定されるとする場合。

(中略)

2. 大韓民国のみを朝鮮半島に成立している唯一の国家と承認しつつ、他方その領域を法律上も現実の施政地域に限定されると考える場合。

日韓協定案にいう「韓人」も「大韓民国国民」も北鮮に籍を有する朝鮮人にはあてはまらないことになろう。したがって、協定の条文そ

のものは、特に改めなくても差し支えないこととなるが、政治的には2条1項について北鮮系人が誤解して不満を示すおそれはある。しかし、この立場を採れば、いわゆる北鮮人（北鮮に籍を有し、北鮮に忠誠を誓う在日朝鮮人）は国籍不明の、一種の無国籍人となる。南鮮に籍を有する在日韓人は全て、たとえ北鮮に忠誠を誓う在日韓人であっても日本側としては大韓民国国民とみなすべきであろう。北鮮に籍を有して南鮮に忠誠を誓う在日韓人については若干問題があり得るが、一応大韓民国の国内法上、同国の国籍が付与されている者であれば、やはり大韓民国とみなして差し支えないであろう ■■■不開示部分■

■■■

以上1, 2いずれの場合でもいつ在日韓人の全部又は一部が大韓民国の国籍を取得したかは前にも述べたとおり問題にする必要もなく、従来の交渉でも協定文中で問題にしないことに話し合いがついているようである。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-251の文書の一部開示部分には、昭和35年10月20日付け「在日韓人の法的地位に関する問題」と題する文書が引用されているところ、不開示部分に相当する部分は、要旨下記のとおり記録されている（乙A82[110]）。

記

（中略）北鮮に籍を有して南鮮に忠誠を誓う在日韓人については若干問題があり得るが、一応大韓民国の国内法上、同国の国籍が付与されている者であれば、やはり大韓民国とみなして差し支えないであろう（北鮮政府が抗議するおそれはあるが）

以上1, 2いずれの場合でもいつ在日韓人の全部又は一部が大韓民国の国籍を取得したかは前にも述べたとおり問題にする必要もなく、従来

の交渉でも協定文中で問題にしないことに話合いがついているようである。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-42の文書の不開示部分に記録されている情報は、通し番号1-251の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「(北鮮政府が抗議するおそれはあるが)」との文言であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-42の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書(通し番号1-251の文書)の一部開示により既に公にされているものである上、そもそも当該情報の内容自体が日朝国交正常化交渉で在日朝鮮人の地位に関する問題として協議の対象となり得る事項に関するものといえないことが明らかであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮するまでもなく、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となるものではなく、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとは到底いえない。

エ 以上によれば、通し番号1-42の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-42の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-42の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-43

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-43の文書(文書1166)は、外務省北東アジア課が作成した昭和38年2月8日から同年3月14日までの間に開催された日韓予備交渉の第26回会合から第30回会合までの各記録である。

このうち、不開示部分は、36ページ(36-1)10行目から37ページ(37-1)3行目までの約13行分であり、昭和38年3月14日に開催された第30回会合における出席者の発言内容として、日韓予備交渉を積極的に推進するための方法に関する提案又は見解が記録されている。

(乙A210)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-43の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算

によらない経済協力方式によることの基本的合意，40年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A210）によれば，通し番号1-43の文書の不開示部分は，昭和38年3月14日付け「日韓予備交渉第30回会合記録」と題する文書中にあり，その前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

(4) 崔参事官より，最近の金東河一派逮捕事件につき，これは朴政権が自信を持って悪の一掃に着手した証拠だと思う。一部には朴・金ラインの巻き返しであろうという説もあるが，朴議長が民政移管と9項目受諾を条件とした大統領不出馬とを内外に宣言したことでもあり，この点は必ず実現されると思うと述べた上，さらに昨年末日韓会談妥結の雰囲気が大いに高まったにもかかわらず，その後不幸にも韓国政情の動揺と日本において社会党がこれを悪用したこと等のため，ムードが低下してしまった。そこで，これからは韓国側は国内政情の安定回復とともに日韓会談の推進に大いに努力し，他方日本側も国会審議や地方選挙等への好ましからざる影響を避けつつ努力していただき，大体4月末までは，各専門家会合で，やさしいものは解決し，難しいものは予備交渉や政治会談へ上げる方法を研究しておき，5月初旬以降，双方ともムードを盛り上げ内容を充実した交渉を再開するようにはどうかと思うと述べた。これに対し，後宮局長は，日本側としては，地方選挙にはあまり気を配る必要もないので，今すぐでも受けて起ち得る体制にあると述べたところ，崔参事官は，それならば今月下旬か

らでも会談を積極的に推進しようと言った。

■■■不開示部分■■■

(5) 裴代表より韓国代表部職員の増員につき好意的配慮方希望表明があった機会をとらえ、後宮局長より、この時期に駐韓日本代表部設置を認めにくい事情はよくわかるが、代表部設置が実現したということになれば、朴政権はやはり日韓国交正常化に熱意があるということになり、ムードを高めるためのカンフル注射としては一番効き目があると思うので、裴代表が帰国されたら是非このことを本国政府にお伝えありたいと言った。

5 次回の予定

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-43の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和38年3月14日に開催された第30回会合においてその出席者が発言した日韓予備交渉を積極的に推進するための方法に関する提案又は見解であると推認することができる。

これに対し、被告は、これを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになる旨主張するが、上記アで認定した直前直後の発言内容等に照らすと、上記不開示部分に当時の我が国の請求金額に関する試算等が記録されていることうかがわれず、また、他の行政文書で開示されていないような財産・請求権問題についての我が国の施策・方針が記録されていることもうかがわれないから、被告の上記主張を採用することはできない。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-43の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和38年当時の日韓会談の状況を踏まえた固有の対策で

あることがうかがえ、被告の主張を精査しても、これが日朝国交正常化交渉において協議の対象となり得る事項に関するものであることが明らかでないといわざるを得ないから、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ、以上によれば、通し番号1-43の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-43の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-43の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-44

第1 前提事実(各論)

通し番号1-44の文書(文書1167)は、外務省北東アジア課が作成した昭和38年3月22日から同年5月30日までの間に行われた日韓予備交渉の第31回会合から第40回会合までの各記録である。

このうち、不開示部分は、33ページ(-33-)5行目の12文字分であり、昭和38年4月18日に開催された第35回会合における日本側の発言内容として、財産・請求権問題について、韓国側の見解に対する日本側の評価的見解が記録されている。

(乙A211)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-44の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算

によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-44の文書の不開示部分は、昭和38年4月18日付け「日韓予備交渉第35回会合記録」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである(乙A211)。

記

(iv) 裴代表より、1億ドル以上の輸銀からの融資の問題も請求権に関する2つの問題が解決をみなければ動き始めないものであるかと質したのに対し、後宮局長より、韓国の外貨事情がよくないこともあり、大蔵省が輸銀による延払の承認をするに当たって過去の焦付債権の処理につき了解ができたというのならばまだしも、そのかたがまだについていないのに新規に貸付をする気になれないのは当然ではあるまいか、繰り返しになるが、2つの問題が片付けば爾余の問題解決が進捗し、韓国側に実質的に有利になるものとする旨答えた。(中略)

しかしながら、韓国側は依然として納得せず、輸銀を通ずる民間借款の発効と焦付債権の処理方法及び借款の返済期限の2問題を切り離すようしきりに求め、神戸製鋼の蔚山肥料工場建設契約の例を挙げつつ、これを結びつけて考えることは大平・金了解の本意でもなかったものと考えられ、その他日韓間のコマーシャル・ベースの話し合いの進行を妨げるものである旨繰り返し述べた。これに対

し日本側より、客年末の合意はいわば無償、有償、民間借款の3本柱が一括して■■■不開示部分■■■含まれているものであり、3つがen blocに解決されなければ、そのうちの1つである民間借款も動かないというのが日本政府特に財務当局の考え方である。ディーゼル・カーのケースのように額もそう大きくなく、期間も短いものであれば延払いも認め得たが、神戸製鋼のケースのように額も4000万ドルを越す大きな問題については、少なくとも焦付債権の処理方法と借款返済期限の2つの問題の解決方法について合意なし了解ができあがっておらない限り、これを承認できないというのは当然である。率直に言って、われわれの立場を国内的に強めるための武器をくれるという意味で韓国側のこの点に関する譲歩が必要である。(以下略)

(4) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-1.8の文書の一部開示部分には、日韓予備交渉第21回会合(昭和37年12月26日)における日本側の説明として、要旨下記のとおり記録されている(乙A188。なお、乙A51も参照)。

記

杉代表より、(中略)これから申し上げる結論は大平・金了解をほとんどそのままであると指摘し、最後に、請求権について日本側が大譲歩をしたのであるから、韓国側におかれても漁業、その他の問題につき日本側に大きく歩み寄っていただきたいと結んだ。

次いで、後宮局長よりも、日本側の立場としては、全ての問題を一括しいわばパッケージ・プロポーザルを行っており、請求権もその中の不可分の一部をなしているのであるから、請求権のごとく韓国に有利なものばかり受諾されて、不利なもの、気に入らぬものは拒否されるようでは、日本側の基本的な立場が崩れるわけであるから、この点

特にご了解いただきたい。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-44の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和37年末にされた合意につき、無償、有償、民間借款の3本柱を一括したものであり、その中には請求権も含まれることについての日本側の説明であって、上記ア(イ)で認定した第21回会合における後宮局長の発言と同趣旨のものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-44の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示によって既に公にされている別の機会に述べた日本側の見解と同趣旨のもので推認されるから、上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-44の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該

情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-44の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-44の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-45

第1 前提事実(各論)

通し番号1-45の文書(文書1171)は、外務省北東アジア課が作成した昭和38年10月4日から同年12月12日までの間に行われた日韓予備交渉の第51回会合から第60回会合までの各記録である。

このうち、不開示部分は、次の部分であって、いずれも同一内容であり、財産・請求権問題の解決策の一つとして日本側が提示した漁業協力分野における民間信用供与に関する具体的な提案が記録されている。

① 50ページ(-50-) 8行目から51ページ(-51-) 3行目までの約14行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、昭和38年11月28日に開催された第58回会合記録に添付された「11月28日の予備交渉における漁業協力問題に関する杉代表の発言要旨(案)」と題する文書中にある。

② 66ページ(-66-) 4行目から17行目までの約14行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、昭和38年12月12日に開催された第60回会合記録に添付された同年12月12日付け「漁業協力問題に関する日本側の立場」と題する文書中にある。

(乙A99)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-45の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、

日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化に際して日本から韓国に供与された民間信用供与の具体的な条件が明らかとなれば、北朝鮮は、その条件を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが想定され、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-45の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A99）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和38年11月28日付け「日韓予備交渉第58回会合記録」と題する文書に添付された「11月28日の予備交渉における漁業協力問題に関する杉代表の発言要旨（案）」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

4 合理的な漁業協定が締結される場合に日本側が考慮し得る漁業協力については、既に度々その概要を説明してきたが、これをもう一度整理して述べれば次のとおりである。

(1) 無償供与を3億ドルの枠外で考慮する余地は全くない。ただし、研修生の受け入れ、専門家の派遣、技術センターの設置等の漁業技術協力については、日本が既に多数の国に対して実施しているコロンボ・プランの枠内において実施することができる。ただし、この種の協力の性格上、予め金額を明示することはできない。また、その規模については、日本政府のコロンボ地域技術協力事業費は予算総額が全地域に対し、現在年間10億円弱程度であり、他のコロンボ諸国に対するものとの均衡を考えながら実施しなければならないので、韓国側漁業協力案にあるがごとき巨額の技術協力を一挙に行うことは到底できない。しかし、金額の大小にかかわらず、実際に現実的利益をもたらされる部面から個別的に積極的検討を加え、実績を積み重ねていくこととしたい。

(2) 経済協力基金よりの長期低利借款を2億ドルの枠外で考慮する余地は全くない。(政府間長期低利借款は問題にならぬ。)

(3) 請求権問題解決の大筋の合意の中で民間信用供与のうちの一定額を漁業協力としてイヤマークする問題については、下記の趣旨を交換公文の形で約束する用意がある。

■■■不開示部分①■■■

(3) (ママ) その他の漁業協力
(以下略)

b 不開示部分②

不開示部分②は、昭和38年12月12日付け「日韓予備交渉第6

0 回会合記録」と題する文書に添付された同日付け「漁業協力問題に関する日本側の立場」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

4 合理的な漁業協定が締結される場合に日本側が考慮し得る漁業協力については、既に度々その概要を説明してきたが、これをもう一度整理して述べれば次のとおりである。

(1) 研究生の受け入れ、専門家の派遣、技術センターの設置等の漁業技術協力については、日本が既に多数の国に対して実施しているコロンボ・プランの枠内において実施することができる。ただし、この種の協力の性格上、予め金額を明示することはできない。また、その規模については、日本政府は、コロンボ地域技術協力事業費は予算総額が全地域に対し、現在年間10億円弱程度であり、他のコロンボ諸国に対するものとの均衡を考えながら実施しなければならないので、韓国側漁業協力案にあるがごとき巨額の技術協力を一挙に行うことは到底できない。しかし、金額の大小にかかわらず、実際に現実的利益のもたらされる部面から個別的に積極的検討を加え、長い年月の間に着実に実績を積み重ねていくこととしたい。

(2) 請求権問題解決の大筋の合意の中で民間信用供与のうちの一定額を漁業協力としてイヤマークする問題については、下記の趣旨を交換公文の形で約束する用意がある。

■■■不開示部分②■■■

5 なお、鮮魚、塩干魚及びのりの輸入割当課題及び漁船の対韓輸出許可問題についての日本政府の立場は（以下略）

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-17の文書の一部開示部分には、昭和38年12月12日付け「漁業協力問題に関する日本側の立場」と題する文書が引用されているところ、このうち、不開示部分②に相当する部分には下記のとおり記録されている（乙A187[-60-及び-61-]）。

記

4. 合理的な漁業協定が締結される場合に日本側が考慮し得る漁業協力については、既に度々その概要を説明してきたが、これをもう一度整理して述べれば次のとおりである。

(1) (略)

(2) 請求権問題解決の大筋の合意の中で民間信用供与のうちの一定額を漁業協力としてイヤマークする問題については、下記の趣旨を交換公文の形で約束する用意がある。

「日本政府は、日韓漁業協定の効力発生の日から3年間、日本国の民間商社又は国民が韓国の政府、民間商社又は国民に対して漁業協力のため行う商業上の基礎による延払い信用の供与を、1962年末に日韓間で大筋の合意を見た無償供与を担保にすることを条件に、関係法令の範囲内で容易にし、かつ、促進するものとする。

前記の信用の枠は、前記の期間内に各年1000万ドル、合計3000万ドルの額に達するものと期待される。」

(ただし、韓国側が希望される場合には無償供与を担保とすることは非公表の取り決めとすることを考慮する。)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-45の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は、ほぼ同一であり、かつ、通し番号1-17の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した下記の文言又はこれとほぼ同様のものであると推認することができる。

記

「日本政府は、日韓漁業協定の効力発生の日から3年間、日本国の民間商社又は国民が韓国の政府、民間商社又は国民に対して漁業協力のため行う商業上の基礎による延払い信用の供与を、1962年末に日韓間で大筋の合意を見た無償供与を担保にすることを条件に、関係法令の範囲内で容易にし、かつ、促進するものとする。

前記の信用の枠は、前記の期間内に各年1000万ドル、合計3000万ドルの額に達するものと期待される。」

(ただし、韓国側が希望される場合には無償供与を担保とすることは非公表の取り決めとすることを考慮する。)

ウ そうであるとすれば、通し番号1-45の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書(通し番号1-17の文書)の一部開示により既に公にされているものであるから、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題又は漁業協力問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-45の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである(そして、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該

情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。)

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-45の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-45の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-46

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号1-46の文書(文書1297)は、「鑑定事項」と題する日本語で記載された文書(総数11ページ)及び「MINISTRY OF FINANCE THE JAPANESE GOVERNMENT」と上部に記載された英文書(総数10ページ)によって構成された内部文書であり、韓国内にあった日銀券が焼却されたことに伴って生じ得る問題について政府部内で検討した内容等が記載され、日本文で記載された書面と英文で記載された書面の記載内容の大部分は、同一である。
- 2 通し番号1-46の文書のうち、不開示部分は、2ページ(-2-)3行目以降の20ページ分(ただし、次の部分開示部分を除く。)であり、焼却された日銀券について、韓国における流通状況、焼却状況、焼却された日銀券の内容、資産価値等が、具体的な情報に基づいて算出した数値を示して記録され、また、これらの数値を前提として、上記日銀券焼却問題について政府部内で検討した内容及び解決策が具体的に記録されている。
 - ① 2ページ(-2-)から4ページ(-4-)まで
 - ② 9ページ(-5-)
 - ③ 12ページ(-6-)
 - ④ 15ページ(-7-)
 - ⑤ 17ページ(-8-)から21ページ(-12-)まで

(乙A212)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-46の文書の不開示部分に記載された各情報は、前提事実(各論)のとおりであり、日銀券焼却問題が、南北分断前に発生した問題である上、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることに照らすと、これを

公にすれば、当時の日本政府の試算や対応策が明らかになり、上記事項に関する我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-46の文書について

a このうち「鑑定事項」と題する書面は、1枚目に「鑑定事項」として「韓国内にあった日銀券は昭和21年4月及び同22年11月の2回にわたって、在外米軍の命令により焼却されたが、本件につき原所有者から請求があった場合、日本銀行は新日銀券を交付する義務を負うか。（事実関係 別紙）」と記録されているほか、下記のとおり記録されている（乙A212）。

記

焼却日銀券について

一 終戦前における朝鮮の通貨

■■■不開示部分■■■

二 米軍占領後の朝鮮の通貨

■■■不開示部分■■■

三 日銀券の焼却状況

■■■不開示部分■■■

四 焼却日銀券の内容

■■■不開示部分■■■

b 「MINISTRY OF FINANCE THE JAPANESE GOVERNMENT」と上部に記載された英文書は、次の各文書に下記のとおり記録されている（乙 A 2 1 2）。

① 「April 22, 1946」と題する文書

② 表題部分に手書きで「焼却日銀券の件」と書き込みがある文書

2 May 1946

記

To : USAMGIK

From : ESS-G. H. Q

Subject: a/c Entries between Bank of Chosen and Bank of Japan

■■■不開示部分■■■

③ 「HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA APO 235 UNIT 2」と題する文書

記

MGFIN 321.011

25 September 1947

SUBJECT: Request for Bank of Japan Official to Supervise D

struction of Bank of Japan Notes

THRU : Commanding General United States Army Forces in Korea.

TO : Supreme Commander Allied Power, APO 500

■■■不開示部分■■■

④ 「November 14, 1947」との書き出しの文書

これは全部不開示である。

⑤ 「Particulars of the destroyed Japanese Currencies.」と題する文書

記

1. The Bank of Japan Notes;

■■■不開示部分■■■

2. Japanese government Currency Notes;

■■■不開示部分■■■

3. Japanese Military Currencies;

■■■不開示部分■■■

4. The Central Reserve Bank of China Notes;

■■■不開示部分■■■

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号 1-113 の文書（外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和 36 年 12 月 21 日付け「第 6 次日韓全面会談の一般請求権小委員会第 8 回会合」と題する内部文書）の一部開示部分には、次の文書が韓国側から日本側に提出された資料として添付されている（乙 A 260 [一 22-以下]）。なお、これらの文書は、その体裁及び記録内容等に鑑みると、上記(ア) b の各文書のうち次に係るものと同一のもの又は実質的に同一のものであると推認することができる。なお、通し番号 1

一 113 の文書には、下記のほか、日本銀行券等立会焼却額、日本銀行券現在保有額及び朝鮮動乱中の焼却に係る日本政府紙幣・日本銀行小額紙幣の金額を整理した書面が韓国側からの提出資料として添付されている（乙A260）。

a 上記(ア) b ①の文書

「April 22, 1946」との書き出しの文書（乙A260 [-24-]）

b 上記(ア) b ③の文書

「HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA APO 235 UNIT 2」と題する文書（乙A260 [-28-]）

c 上記(ア) b ④の文書

「November 14, 1947」との書き出しの文書（乙A260 [-26-]）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-46の文書の不開示部分に記録されている情報は、焼却された日銀券についての韓国における流通状況、焼却状況、焼却された日銀券の内容及び資産価値等並びにこれらの数値を前提として日本政府部内で上記日銀券焼却問題について検討された内容及び解決策（ただし、上記ア(ア) b ①、③及び④の各文書は、通し番号1-113の文書で開示されているものと同一であり、上記ア(ア) a の「鑑定事項」と題する書面の不開示部分には、上記ア(ア) b ①、③及び④の各文書の日本語訳と同一の部分が含まれている。）であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-46の文書の不開示部分に記録されている上記情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 上記ア(ア) b ①, ③及び④の各文書に係るもの

上記ア(ア) b ①, ③及び④の各文書に係るものは、他の行政文書の一部開示によって既に公にされているものと同旨のものであるから、上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 上記ア(ア) a の「鑑定事項」と題する書面のうち上記ア(ア) b ①, ③及び④の各文書を日本語訳した部分

上記ア(ア) a の「鑑定事項」と題する書面のうち上記ア(ア) b ①, ③及び④の各文書の日本語訳と同一の部分は、上記(ア)と同様の理由から、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ウ) 上記(ア)又は(イ)以外の部分

日本政府部内で検討された韓国の対日請求権に関する日本側の具体的試算金額又はこれについての具体的見解等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり

得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-46の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるものについては、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、後記2(1)に掲げるものについては、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-46の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるものについては、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-46の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に係るもののみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-46の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げたものに係る部分)は、適法である。

(1)ア 英文部分

(ア) 「April 22, 1946」と題する文書

(イ) 「HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA APO 235 UNIT 2」と題する文書

(ウ) 「November 14, 1947」との書き出しの文書

イ 日本語部分

「鑑定事項」と題する文書中の不開示部分のうち、上記(ア)から(ウ)までの日本語訳と同一の部分

(2) 上記(1)で掲げた部分以外

(別紙5) 通し番号1-47

第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号1-47の文書(文書1298)は、外務省が作成した「請求権についての若干の法律問題」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容等が記録されている。
- 2 通し番号1-47の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、サンフランシスコ平和条約との関係を踏まえて整理した請求権問題の解決策が記録されている。
 - ① 2ページ(-2-) 4行目から8ページ(-2-に「次ページ以下6ページ不開示」と記載された当該ページ部分)までの約7ページ分(以下「不開示部分①」という。)
 - ② 46ページ(-40-)の5行目から7行目までの約2行分(以下「不開示部分②」という。)
 - ③ 47ページ(-40-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)の約4行分(以下「不開示部分③」という。)

(乙A102)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-47の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被

る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A102）によれば、通し番号1-47の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

一、桑港条約4条において特別取極の主題となる財産請求権の時期的、人的、物的範囲

■■■不開示部分①■■■

二 4条(b)項の解釈

(中略)

三 在外本店会社の在日財産の帰属

この問題は、前記一の(二)に述べた法人の国籍決定に関する問題の一分化であるが、実際問題としては朝鮮銀行等閉鎖機関及び昭和24年政令第291号にいう在外会社の在日財産処分に関連して一つの大きな争点をなしている。

(中略)

なお、この問題に関しては、特別取極上の争点であることの外に国内問題として、旧閉鎖機関関係者の中で凍結財産解除についての熾烈な運動がある。従来外務省ではこれに対しては当事国間に話し合いが行われていない以前に日本側で一方的にこれを処分することは条約解釈上の主張はともかく少なくとも穏当でないということと万一特別取極が相互放棄といった解決に達する場合に、一般に在外地財産所有者が莫大な損失を被る際に、たまたま債務を免れたという理由で閉鎖機関関係者が利益を得る■■■不開示部分②■■■ことには疑問がある等の理由から消極的見解を示してきた。

ただし、私見としては、いつまでもこの問題を押えておく法律上の根拠に乏しくかつ閉鎖機関■■■不開示部分③■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-47の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

外務省の検討に係るサンフランシスコ平和条約との関係を踏まえて整理した請求権問題の解決策

(イ) 不開示部分②

請求権問題のうち旧閉鎖機関の凍結財産解除の問題につき、外務省が検討したサンフランシスコ平和条約に基づき相互放棄を内容とする特別取極がされた場合に関する具体的見解

ウ そうであるとすれば、通し番号1-47の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題の解決方策に関する具体的見解であり、特に不開示部分①に記載されている情報については、例えば通し番号1-251の文書の一部開示部分(乙A82)で既に公に

されている日本側の具体的見解等と同旨のものを含む可能性も否定できないものの、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-47の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-47の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-47の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-47の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-48

第1 前提事実(各論)

通し番号1-48の文書(文書1299)は、外務省が作成した「在外財産と渉外債務」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が記録されている。

このうち、不開示部分は、6ページ(5-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり、サンフランシスコ平和条約との関係を踏まえて整理した請求権問題の解決策が記録されている。

(乙A213)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-48の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算

によらない経済協力方式によることの基本的合意，40年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A213）によれば，通し番号1-48の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりであると認められる。

記

在外財産が清算その他の処分を受ける際，消極財産（負債）がいかに取り扱われるかという問題は我が国にとって極めて重大な利害関係を有する。もし在外財産を事実上没収された上，それと関係なく，渉外負債を請求されるとすれば，我が国にとって極めて過酷な処置である。

一 桑港条約14条と18条との関係

桑港条約14条においては，連合国はその管轄にある日本の財産を若干の例外を除き留置，清算その他の処分をなし得ることとされている。また18条においては，14条において連合国に与えられた権利を害することなく，連合国と日本及び両国民間の戦前の債務及び契約並びに金銭債務が戦争状態の存在によって効力を害されないことを定めている。

思うに，14条により処分される財産はその大部分が戦前に取得されたものであり，その中には18条所定の債権をも含むものである。もしこの財産が返還を伴わない清算等（事実上の没収）を受けた場合を想定すれば，日本国及び日本国民が当該連合国において有した財産は，賠償請求権の主体たる当該連合国の所有に帰するが，そのうちには，18条所定の財産（債権）の少なからざる部分も含まれており，

その部分については18条は日本の利益にならないわけである。

■■■不開示部分■■■

二 本件財産の法律上の性格

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-48の文書の不開示部分に記録されている情報は、外務省がサンフランシスコ平和条約との関係を踏まえて整理した請求権問題の解決策であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-48の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題の解決方策に関する具体的見解であるから、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-48の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-48の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示